

財政状況等一覧表（平成17年度決算による）

団体名 潟 上 市

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

（単位：百万円）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	13,291	12,879	412	382	15,090	36	基金から343百万円繰入
有線放送事業特別会計	145	145	0	0	105	31	
土地取得事業特別会計	27	27	0	0	0	26	
豊川財産区特別会計	3	3	0	0	0	0	
下虻川財産区特別会計	5	5	0	0	0	0	
和田妹川財産区特別会計	4	4	0	0	0	0	
飯塚財産区特別会計	3	3	0	0	0	0	
普通会計	13,406	12,993	413	382	15,195	36	基金から343百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

（単位：百万円）

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
水道事業会計	542	531	11	0	3,887	47	法適用企業
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 3,428	(歳出) 3,307	(形式収支) 121	(実質収支) 121	0	257	
老人保健特別会計	(歳入) 3,496	(歳出) 3,532	(形式収支) 36	(実質収支) 36	0	268	
介護保険事業特別会計	(歳入) 2,067	(歳出) 2,011	(形式収支) 56	(実質収支) 56	96	294	
農業集落排水事業特別会計	(歳入) 125	(歳出) 121	(形式収支) 4	(実質収支) 4	1,966	78	
下水道事業特別会計	(歳入) 1,716	(歳出) 1,696	(形式収支) 20	(実質収支) 20	10,852	759	
合併処理浄化槽事業特別会計	(歳入) 33	(歳出) 33	(形式収支) 0	(実質収支) 0	18	5	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
男鹿地区衛生処理一部事務組合	283	277	6	6	0	29.6	
男鹿地区消防一部事務組合	1,352	1,348	4	4	240	32.8	
湖東地区行政一部事務組合	623	608	15	15	85	45.4	
井川町・潟上市共有財産管理組合	2	1	1	1	0	44.2	
秋田県市町村総合事務組合	13,707	13,553	154	154	0	2.7	
秋田県市町村会館管理組合	135	122	13	13	0	3.3	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：千円）

	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金(千円)	当該団体からの補助金(千円)	当該団体からの貸付金(千円)	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
昭和総合開発株式会社	406	60,233	35,000	0	0	0	0	
天王グリーンランド株式会社	1,057	103,407	5,300	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.33	実質収支比率	4.6
実質公債費比率	19.6	経常収支比率	91.2

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

6 財政用語の解説

財政力指数

自治体の財政力を示す数値で、指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

実質収支比率

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額が実質収支で、それを標準財政規模で除した割合が実質収支比率である。3～5%程度が望ましいとされている。

標準財政規模

自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、通常収入される見込みの経常的な一般財源である。

実質公債費比率

実質公債費比率は、自治体の財政健全度を示す指標として、国が平成18年度から新に導入した財政指標で、従来の公債費比率や起債制限比率に加え、より実質的な公債費負担（借入金負担）の割合を表すために、水道事業など公営企業会計の元利償還金に対する繰出金、一部事務組合等の借入金負担分なども対象にした連結決算の考え方を導入している。

この比率は、過去3年間の平均値が用いられ、18%を超えると公債費負担適正化計画の策定が必要で、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなる。県内13市の平均は16.3%で、潟上市が一番高くなっている。

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われている。これは、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかを見るもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当とされ、それぞれ80%、75%を超えると注意を要するとされている。県内13市の平均は93.5%で、潟上市は3番目に低くなっている。